航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示

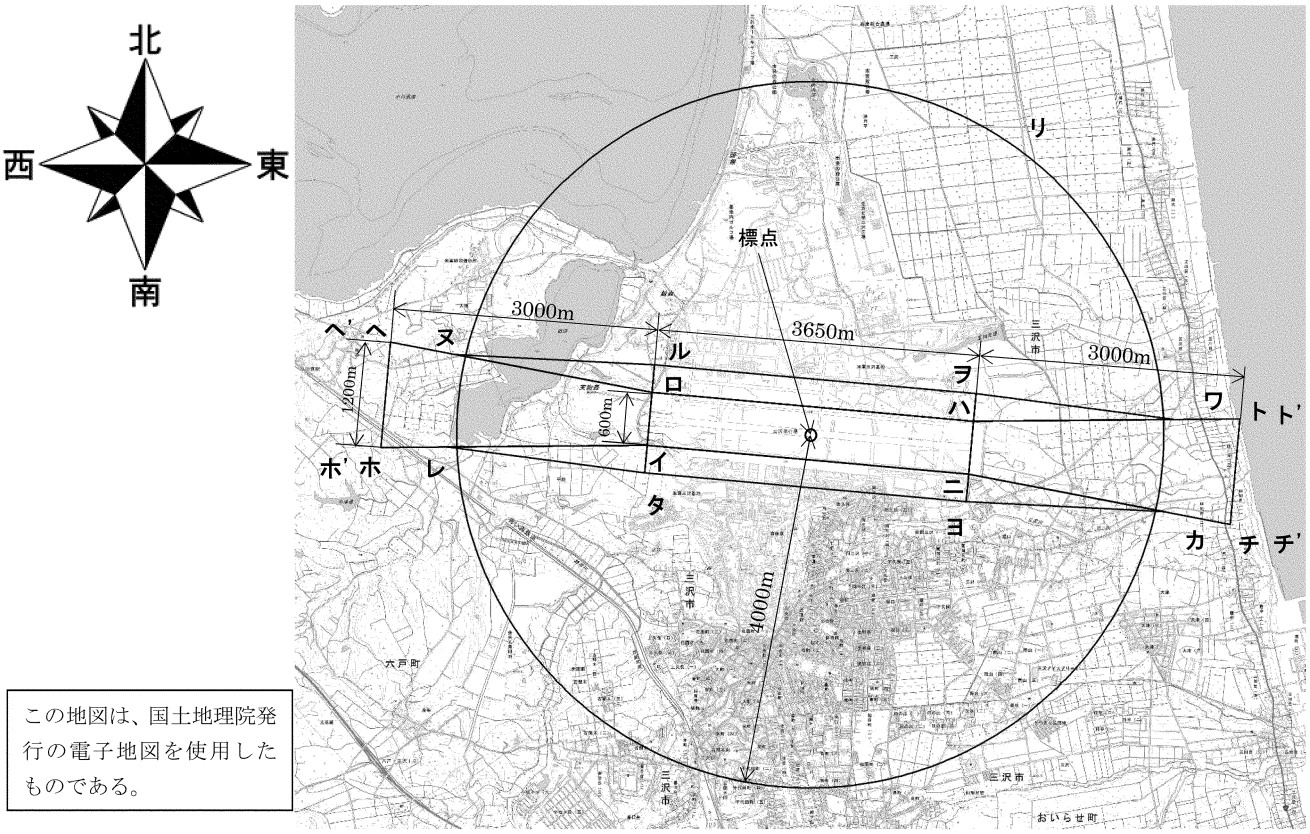
航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

名称	空域
三沢飛行場の周辺の空域	次に掲げる平面の上空の空域 (1)　第一図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた三沢飛行場の標点（北緯四十度四十二分十一秒、東経百四十一度二十二分六秒）（標高三十六メートル）を含む水平面（以下「A平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配を有する平面であって、その投影面がイロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「B平面」という。） (2)　第一図のうち、三沢飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径四千メートルで描いた円周（以下「C平面」という。）で囲まれた部分 (3)　第一図のうち、B平面及びA平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面でありA平面に対するこう配がB平面の斜辺を含む鉛直面に直角な鉛直面とのA平面の交線（イタ及びニヨ）並びにロル及びハヲ、これらの平面とC平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにロヌ及びハワ）又はA平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分
木更津飛行場の周辺の空域	次に掲げる平面の上空の空域 (1)　第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた木更津飛行場の標点（北緯三十五度二十三分五十四秒、東経百三十九度三十四分三十五秒）（標高三メートル）を含む水平面（以下「D平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一のこう配を有する平面であって、その投影面がイロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「E平面」という。） (2)　第二図のうち、木更津飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（以下「F平面」という。）で囲まれた部分 (3)　第二図のうち、E平面の斜辺（イホ及びニチ）並びにロヘ及びハト）を含む平面及びD平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、D平面に対するこう配がE平面の斜辺を含む鉛直面に直角な鉛直面とのD平面の交線の水平面に対する七分の一であるもののうち、E平面の斜辺を含むものと当該斜辺に接するD平面の外側上方へ七分の一であるもののうち、これらの平面とF平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにロヌ及びハワ）及びE平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はD平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

附　則

この告示は、平成二十八年十二月二十一日から施行する。

第一図　三沢飛行場周辺空域



この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。